

2020.04.01

ESG リスクトピックス <2020 年度第 1 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けするとともに、企業の抱える疑問などについて紹介・コメントいたします。

今月の主なトピックス

Environmental—環境—

■ 気候変動 ■

米デルタ、航空業界で初の 2030 年カーボンニュートラルを宣言

2020 年 2 月 14 日、航空業界大手米デルタ航空は、2030 年までの 10 年の間に全事業からの二酸化炭素ネット排出ゼロ（カーボンニュートラル）を目指すこと、またそのために 10 億米ドル（約 1,100 億円）の投資を行う旨発表した。

デルタ航空は具体的な取組として以下を掲げ、同社を選ぶことが地球環境への配慮に繋がると強調。

- ① 炭素排出削減：機体の最新化、軽量化、運航改善、持続可能な燃料の開発・使用
- ② 炭素吸収：林業、湿地保全、草地保護、海洋・土壌流出防止、その他炭素吸収技術への投資
- ③ ステークホルダーエンゲージメント：従業員、サプライヤー、パートナー航空会社、顧客、業界従事者、投資家、その他ステークホルダーとの協働

（参考情報：2020 年 2 月 14 日付 デルタ航空 HP：<https://news.delta.com/delta-commits-1-billion-become-first-carbon-neutral-airline-globally>）

■ 気候変動 ■

COP26 民間金融アジェンダが発足

2020 年 2 月 27 日、今年 11 月に開催される気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26／英国グラスゴー）に向けて、イングランド銀行総裁のマーク・カーニー氏、ビジネス・エネルギー・産業戦略省大臣兼 COP26 担当大臣のアロク・シャルマ氏らにより、「COP26 民間金融アジェンダ」が発足した。

同アジェンダは、温室効果ガス排出のネットゼロを達成するために、すべての企業、銀行、保険会社、投資家が低炭素社会に合わせてビジネスモデルを調整し、レポーティング、リスクマネジメント、リターンの適切な枠組みを整える必要があると強調している。

（参考情報：2020 年 2 月 27 日付 イングランド銀行 HP：<https://www.bankofengland.co.uk/events/2020/February/cop26-private-finance-agenda-launch>）

Social—社会—

■ 外国人労働者 ■

経済産業省が「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」を策定

経済産業省と文部科学省、厚生労働省は2月28日、外国人留学生の活用を進める企業を対象に実践的な内容を盛り込んだ「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」を公表した。採用後の柔軟な人材育成・待遇等のために押さえるべき項目のチェックリストのほか、実際に外国人留学生を採用・活躍している企業の取組事例（ベストプラクティス）を掲載した。

（参考情報：2020年2月28日付 同省 HP: <https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228007/20200228007.html>）

■ サイバーセキュリティ ■

NISC が「サイバーセキュリティ関連法令 Q&A ハンドブック」を公表

内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）は3月2日、「サイバーセキュリティ関連法令 Q&A ハンドブック」を公表した。「経営層」、「サイバーセキュリティ対策を企画、立案し、経営層に説明や助言を行う戦略マネジメント層」、「法令対応を行う法務部門」を主な対象に、サイバーセキュリティ対策を講じる際に参照すべき関係法令やガイドライン、指針を Q&A 形式で解説したもの。企業における平時のサイバーセキュリティ対策及びインシデント発生時の対応に関する法令上の事項のみならず、情報の取り扱いに関する法令や情勢の変化等に伴い生じる法的課題についても解説している。

（参考情報：2020年3月2日付 NISC HP: https://www.nisc.go.jp/security-site/law_handbook/index.html）

Governance—ガバナンス—

■ ERM ■

COSO が、統合リスクマネジメント導入に係る新ガイダンスを公表

米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会（以下、COSO）は2月4日、企業が全社的リスクマネジメント（以下、ERM）の導入にあたり必要なアプローチ等を取りまとめた「価値の創造と保護：ERM の理解と導入にむけて」（以下、本ガイドライン）を公表した。

2017年に公表された「全社的リスクマネジメント-戦略およびパフォーマンスとの統合-」において、ERM は企業の経営戦略・事業目標達成に不可欠な存在として既に言及されているが、実際に ERM が果たすべき役割やその価値、導入にむけての実務的手順等は不明瞭であると指摘されていた。

そのため本ガイドラインは、経営戦略・事業目標達成の阻害要因となり得るリスクの洗い出し・管理の手法を提示する等、経営戦略・事業目標達成に寄与し得る ERM の実装にむけて、企業経営者の理解を促すことを目的としている。

（参考情報：2020年2月4日付 COSO HP: <https://www.coso.org/news/Pages/coso-releases-new-erm-guidance-creating-and-protecting-value.aspx>）

■ コーポレートガバナンス ■

新型コロナウイルス感染拡大踏まえ、株主総会や開示書類の延期を認める措置を公表。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、法務省、金融庁および東京証券取引所は、それぞれ定時株主総会の開催・法定開示書類や適時開示等における対応についての見解を公表した。いずれも、期限までに開催や提出ができない場合は、当該状況が解消された後に対応することを認めている。

法務省は、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない場合は、その状況が解消された後合理的な期間内での開催を認めた。ただし、定款に定めた基準日から3カ月以内に開催できない場

合は、新たな基準日を定める必要がある。

金融庁は、海外子会社への監査業務が継続できないなどやむを得ない理由で期限までに有価証券報告書等の提出ができない場合は、提出期限を延長することを認めた。

東証は、決算手続き等が遅延し、決算内容等を速やかな確定が困難な場合は、確定次第に開示することを認めた。

(参考情報：2020年2月28日付 法務省 HP：http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html
2020年2月10日付 金融庁 HP：<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200210.html>
2020年2月10日付 東証 HP：<https://www.jpx.co.jp/news/1023/20200210-01.html>)

■ コーポレートガバナンス ■

東証、2022年4月から市場区分を再編、高いガバナンスが要件の市場を新設。

東京証券取引所は2月21日、2022年4月から開始する新市場区分を発表した。現行の5市場（東証一部、東証二部、ジャスダック・スタンダード、ジャスダック・グロース、マザーズ）から、「プライム市場」「スタンダード市場」「グロース市場」の3市場になる。特にプライム市場の上場企業には、より高い基準のコーポレートガバナンスが求められる。

新区分の「プライム市場」は、流通時価総額等の基準厳格化やコーポレートガバナンス・コードの全原則適用など、他市場よりも高いコーポレートガバナンスが求められる。現行の東証一部上場企業は移行の想定だが、一定期間内に基準を満たせない場合転出させられる。一方、「スタンダード市場」は、現行の東証二部とジャスダック・スタンダードの上場企業の移行を想定。「グロース市場」は、ジャスダック・グロースとマザーズに上場する、リスクの高いベンチャー企業を想定する。

今回の再編は、金融審議会市場ワーキング・グループ「市場構造専門グループ」による「各市場区分のコンセプトは曖昧で、多くの投資家にとって利便性が低い」との指摘を受けたもの。各区分のコンセプトを明確し、それぞれに応じた「流動性」「ガバナンス」「財政状況」の基準を設けた。

(参考情報：2020年2月21日付 東証 HP：<https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/0060/20200221-01.html>)

全般・その他

■ SDGs ■

WBCSD が SDGs 学習ウェブサイトを開設、SDGs の理解向上が企業戦略への統合促進が狙い

グローバル企業団体 WBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）は2月26日、SDGs に関する学習ウェブサイト「SDG Essentials for Business」を開設した。個人・企業双方が利用可能。「SDG とは何か」「SDGs が重要な理由」「SDGs を達成するためのビジネスの役割」「SDGs に取り組むことでもたらされる機会」などのテーマが学習できる。WBCSD が2018年に実施した調査で、48%の企業が社内で SDGs のコンセプトが理解されていないと回答。SDGs の企業戦略への統合を促進するため、企業内の個人レベルでの SDGs 理解向上を狙ったのがサイト立ち上げの理由。

(参考情報：2020年2月26日付 WBCSD HP：<https://www.wbcsd.org/Programs/People/Sustainable-Development-Goals/SDG-Action-Policy/News/WBCSD-launches-new-SDG-learning-platform>)

■ SDGs ■

国連グローバルコンパクトが SDGs と企業のコアビジネスの統合を支援するイニシアチブ「SDG Ambition」を開始、参加を呼びかけ

国連グローバルコンパクトは1月23日、持続可能な開発目標をコアビジネスに統合するための企業支援を目的としたイニシアチブ「SDG Ambition」を開始した。企業など組織が持続可能性とSDGを事業運営に組み込む際に、パフォーマンスの測定や管理に役立つフレームワークやツールを提供する。グテーレス国連事務総長がダボス会議で発足させたもので、40か国以上で1,000社以上の企業と連携を目指す。

(参考情報：2020年1月23日付 国連グローバルコンパクト HP：<https://www.unglobalcompact.org/news/4516-01-23-2020>)

■ ESG ■

ムーディーズが、ESG 課題の企業信用格付けへの影響増大との見解を示す

大手格付け機関の米ムーディーズは2月10日発表のレポート「2020 Outlook」で、ESG（環境、社会、ガバナンス）の課題が企業の信用格付け評価と投資決定への影響を増しているとの見解を示した。

気候変動政策の厳格化で二酸化炭素の排出量が多いセクター（電力、石油・ガス、自動車製造、航空、建築材料、輸送等）は、低炭素社会への移行リスクが高まると予想。同セクターの将来資産価値の減損懸念やキャッシュフロー減少等が、資本コストを上昇させ、資金調達難を引き起こす可能性があるとした。

また、水不足や生物多様性、土地利用、森林伐採、食糧不足等の諸課題についての企業の姿勢・対応に注目が高まっているとしたほか、高齢化や社会的規制（例：電子タバコなど新たな規制）が信用格付けに与えるリスクに挙げた。

(参考情報：2020年2月10日付 ムーディーズ HP：https://www.moodys.com/research/Moodys-ESG-plays-growing-role-in-credit-outlooks-for-2020--PBC_1214015)

■ ESG ■

欧州委が非財務情報開示指令の改正を検討開始。

欧州委員会は1月30日、投資家が投資先の企業や金融機関の持続可能性をよりよく把握できるようにするため、非財務情報開示指令（NFRD）改正の検討を始めた。20年第4四半期に公表の予定。現行指令（2014年制定）では、企業に開示を求める非財務情報の仕様を定めているものの、持続可能性の問題が企業に与える影響や企業活動が社会や環境に与える影響に関する内容や開示方法の指定が不十分・不明確と指摘されていた。改正案ではこれらを改善する。

(参考情報：2020年1月30日付 欧州委員会 HP：<https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12129-Revision-of-Non-Financial-Reporting-Directive>)

今月の『注目』トピックス

<ガバナンス>

○公益通報者保護法改正案を閣議決定、通報窓口設置の義務化などが柱

(参考情報：2020年3月6日付 消費者庁 HP <https://www.caa.go.jp/law/bills/>)

政府は3月6日、企業や行政機関を含む組織で不正などを内部告発した人が解雇等の不利益を受けないよう保護することを目的にした公益通報者保護法の改正案を閣議決定した。それによると、一定規模以上の企業・組織への内部通報体制整備の義務付けのほか、保護対象のOBや役員などへの拡大、担当者が通報者を特定可能な情報を漏らした場合の罰則の導入などが柱。また、不正の早期発見効果を狙い、行政機関が通報を受け付ける要件を緩和した。一方、企業などが内部通報者に解雇や降格などで報復した場合の制裁規定は導入が見送られた。

抜本的な改正は2006年の施行後初めて。内部通報が機能せず、不祥事が深刻化した事例が後を絶たないことから、見直し機運が高まっていた。今年の通常国会での成立を目指す。

<改正案の主なポイント>

① 内部通報体制の整備義務付け

従業員数301人以上の企業に内部通報の受付体制の整備を義務付け（従業員数300人以下の企業は努力義務）。悪質な違反は企業名を公表する。

② 通報者情報の保護

通報窓口担当者に守秘義務を課し、通報者を特定可能な情報を漏洩した場合は30万円以下の罰金を課す。

③ 保護対象者の拡大

保護の対象に現役従業員（アルバイト・パートなどを含む）のほか、役員や1年以内の退職者を追加した。

④ 行政機関の受付要件緩和

監督官庁などが通報を受け付ける要件から、裏付けとなる証拠の提出が外れ、氏名・住所や違反内容などの提示に緩和された。

Q&A



Question

IPCC による「1.5 度特別報告書」の発表から一年以上が経過しましたが、国や企業による温室効果ガス（GHG）排出削減目標引き上げの現状について教えてください。

Answer

1. 「1.5 度特別報告書」の発表

2018 年 10 月、気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change : IPCC）は、「1.5 度特別報告書」を発表しました。同報告書は、2100 年までの地球の平均気温の上昇を 1.5℃ に抑えた場合、2℃ 上昇するケースと比べて気候変動による様々な影響を著しく低減できることを明らかにしました。また、気温上昇を 1.5℃ に抑える目標（以下、1.5℃ 目標）の達成のためには、2050 年ごろに全世界の人為的な CO₂ 排出量を正味ゼロにする必要があることを指摘しました。

同報告書の発表によって、より急速な GHG 排出削減の必要性が強く認識されるようになり、世界の国や企業では、排出削減目標を 1.5℃ 目標に沿った水準へ引き上げる動きが活発化しています。

2. 国による目標引き上げの状況

イギリスの NPO、Energy & Climate Intelligence Unit（ECIU）のデータベース Net Zero Tracker*によれば、2050 年までの排出ネットゼロ目標（以下、ネットゼロ目標）を法や政策で定めている国は以下の通りです。2019 年 6 月に、イギリスとフランスが相次いで 2050 年までのネットゼロ目標を法制化しました。

既にネットゼロを達成している （GHG 排出量を森林吸収などが上回っている）	スリナム、ブータン
ネットゼロ目標を法制化している	スウェーデン、イギリス、フランス、デンマーク、ニュージーランド
ネットゼロ目標の法制化が検討されている	EU、スペイン、チリ、フィジー
ネットゼロ目標が政策文書に含まれている	ノルウェー、ウルグアイ、フィンランド、アイスランド、ドイツ、スイス、ポルトガル、コスタリカ、マーシャル諸島

また 2019 年 12 月の気候変動枠組条約第 25 回締約国会議（COP25）において、2050 年までに GHG 排出をネットゼロとすることを目指す Climate Ambition Alliance（CAA）が発足しました。加盟した 73 カ国は、2020 年の国別目標（NDC）見直しにおいて、排出ネットゼロに向けた野心的な目標の引き上げを行うことが見込まれています。

3. 企業等による目標引き上げの状況

企業によるパリ協定に整合した排出削減目標の設定を承認する SBT（Science Based Targets）では、1.5℃ 特別報告書を受けて、2019 年 10 月より目標の承認基準を従来の「2℃ シナリオ」から「1.5℃ シナリオ」もしくは「2℃ を十分に下回る（Well-below 2℃）シナリオ」へと、より厳しく変更しています。2020 年 3 月 16 日時点で既に世界の 99 社（うち日本企業 5 社）が 1.5℃ シナリオ、90 社（うち日本企業 9 社）が Well-below 2℃ シナリオでの SBT を承認されており、企業においても排出削減目標の引き上げが進んでいます**。

また機関投資家においても、2019 年 9 月に UNEP-FI と PRI が主導し、ネットゼロ・アセットオ

一ナーアライアンスが発足しています。同アライアンスは 1.5℃目標に沿って、2050 年までに投資ポートフォリオの GHG 排出量を正味ゼロとすることを約束する機関投資家のグループで、現時点でアクサ、アビバ、アリアンツなどの 21 機関（運用資産総額 4.6 兆米ドル以上）が加盟しています***。

4. まとめ

上述の通り、国や企業では 1.5℃目標の達成に向けて排出削減目標を引き上げる動きがますます加速しています。また投資家においても、投資ポートフォリオの GHG 排出を 1.5℃目標に沿ったものとすることを目指す動きが見受けられます。このような中で、企業においては 1.5℃目標ないし「2050 年にネットゼロ」という水準に合わせた意欲的な長期目標を設定・開示し、その達成に向けて取り組んでいくことがますます重要となっています。ネットゼロへの移行は容易なものではありませんが、SBT や RE100****などのイニシアティブを活用しつつ、検討を進めていくことが推奨されます。

* ECIU の HP (<https://eciu.net/netzerotracker/>) を参照。

** SBTi HP (<https://sciencebasedtargets.org/companies-taking-action/>) を参照。

*** UNEP FI HP (<https://www.unepfi.org/net-zero-alliance/alliance-members/>) を参照。

**** 事業運営に必要なエネルギーを 100%、再生可能エネルギーとすることを宣言する国際的なビジネスイニシアティブ。

リスクマネジメント第三部 サステナビリティグループ
コンサルタント 栗ヶ窪 千紗

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部
TEL.03-5296-8912（危機管理・コンプライアンスグループ）
TEL.03-5296-8913（サステナビリティグループ）
TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<サステナビリティグループ>

- ◆ 環境経営（環境リスク・ブランディング）
- ◆ 環境マネジメントシステム（ISO14001等）
- ◆ 生物多様性
- ◆ エネルギー（再エネ・省エネ）
- ◆ 社会リスク（環境デューデリジェンス・人権リスク等）

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2020